



成増すみれ幼稚園

重要事項説明書

2022 年度

(2021.10.15 版)

2022 年度 成増すみれ幼稚園 重要事項説明

教育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設の目的および運営方針

■施設の概要

事業者の名称	学校法人成増すみれ学園
代表者氏名	理事長 小田原克行
施設の名称	成増すみれ幼稚園
管理者氏名	園長 持橋信子
所在地	東京都板橋区成増 1-35-1
電話番号	03-3930-0204

■施設の目的・運営方針

目的	本園は、学校教育法第 22 条及び第 23 条に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を援助することを目的とします。
運営方針	本園は、教育基本法、学校教育法及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営します。

2. 提供する教育の内容

理念	あかるく たのしく あたたく ~子どもひとりひとりの育つ力を信じる~ どの子どももあたたかな環境の中では「育っていこう」とする力に満ちあふれます。その自発的な力をうながし、援助する園環境を整えます。一人一人の成長に目を向け、小さな進歩を常にほめて、ともに喜び保育者の姿を大切にしていきます。また、保護者の方々のお子さまへの思いに共感し、協力しあって、親子共々楽しい園生活が送れるよう気を配ります。
教育方針	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 急かさず、子供の成長する力を見守り、寄り添う ◎ 子どもの発想やひらめきを生かした遊びを支える ◎ 子ども同士が、試行錯誤しながら育ちあう姿を見守る
教育目標	遊びを通して <ul style="list-style-type: none"> ◎ 身体を動かすことが好きな子 ◎ 発見上手で好きなことが見つけれられる子 ◎ 友だちや自分の良いところが見つけれられる子
特色ある教育内容	遊んで育つ時間＝自分で学ぼうとする時間を大切にしています。子ども自身が気づいたり、考えたり、試行錯誤したり、お友だちとぶつかり合ったりする、時間を保障し続けます。先生主導の教育ではなく、子ども主体の学びのサポーターであることを念頭に置いて、学びのきっかけの種まきをしていきます。
食事の提供	午後保育の日は、昼食を食べます。 牛乳、給食 週 5 回 希望制 (給食のアレルギー対応あり)

3. 職員体制

職 種	職務の内容	員数(人)
園長	園務を司り、所属職員を監督する。	1
副園長	園長を助け、園務を整理し、経理及び財務管理を行う。	1
教頭	園長(及び副園長)を助け、教務を整理し、必要に応じ園児の保育を司る。	1
主幹教諭	管理職を助け命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育を司る。	1
教諭	園児の保育を司る。	10
	預かり保育、未就園児保育を司る。また、必要に応じて保育補助を行う。	2
	保育補助を行う。	3
事務長	渉外、園の運営を監督する。	1
事務員	園の運営に必要な事務処理、経理処理等を行う。	1
その他職員	課外講師	2
園バス運転手	園バスの運転を行う。	2
安全巡視員	登降園時の見守りを行う。	1
清掃員	園内の清掃を行う。	2
園医	健康相談、保健指導、健康診断、感染症予防に関する助言指導等を行う。	1
園歯科医	健康相談、保健指導、歯科検診等を行う。	1
薬剤師	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、健康相談、保健指導等を行う。	1

※2021年9月30日現在(ただし、教諭等の人数については、在籍園児数により変動することがあります。)その他、必要に応じて非常勤職員等を配置することがあります。

4. 教育を行う日および時間等

開園日	月曜日から金曜日
休園日	土曜日/日曜日/国民の祝日/都民の日/夏季・冬季・春季休業日/ その他園長が必要と認めた日(災害時、学級閉鎖等)
教育時間	午前保育: 9:00~11:30 午後保育: 9:00~14:00
一時預かり保育時間	早朝保育: 7:30~9:00 保育後: 保育後~18:30 一時預かり保育の対象者: 在園児

5. 保育料等

本園の利用にかかる納付金は、東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月23日東京都板橋区条例第27号。以下「区基準条例」という。）により、次のとおりとします。

区分	費用・徴収理由	金額
基本負担額 (区基準条例第13条第1項)	保育料(月額)	無料
教育の質の向上を図る ための特定負担額 (区基準条例第13条第3項)	入園料 (入園手続き時に納付)	入園受け入れ準備費 3年保育 100,000円 2年保育 80,000円 1年保育 60,000円
	教育充実費(月額)	3歳児 6,000円 4,5歳児 5,000円
	施設維持費(月額)	1,600円
	行事充実費(月額)	200円
実費徴収 (区基準条例第13条第4項)	光熱水費(月額)	1,000円
	上記のほか、本園の利用において通常必要とされるものにかかる費用については、実費を徴収する(園服代・園バス利用費・給食費・教材費・保護者会費など)	
その他の費用	入園検定料	3,000円
	一時預かり費	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 長時間預かり(就労者のみ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間契約 金額未定 ・ 7:30~9:00/保育後~18:30 ・ 長期休暇中も含む ・ 別途、おやつ代 ◎ 定期預かり(就労者のみ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 月間契約 金額未定 ・ 保育後~18:30 ・ 長期休暇中も含む ・ 別途、おやつ代 ◎ スポット預かり <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月申し込みが必要 ・ 7:30~9:00/保育後~18:30 ・ 30分 120円 ・ 別途、おやつ代

- ① 上記納付金は、所定の期日までに納入してください。
- ② 入園手続き時に納付された入園検定料および入園料については、入園を辞退した場合でも返還しません。ただし、やむを得ない事情(保護者の転勤等)で辞退し証明書を提出する場合に限り、入園料の一部を返還するものとなります。

6. 利用定員

区分	1号認定こども	
認可定員	220人	
利用定員	3歳児 60人	利用定員は、認可定員の範囲内で実情に合わせて変動します。
	4歳児 60人	
	5歳児 60人	

7. 利用の開始および終了に関する事項等

入園	入園志望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出する必要があります。 入園内定者は、本園の利用開始にあたり市町村より支給認定を受け、必要な事項を記載した書面を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとします。
選考の要件	(1) 本園は、本園の入園資格を満たす者より入園について申し込みがあったときは、次項に掲げる正当な理由がある場合を除き、これに応じます。 (2) 本園は、次のいずれかに該当するときには、本園の入園を拒むことができることとします。 (ア) 利用定員に空きがない場合 (イ) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合 (ウ) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合 (3) 利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を内定します。 (ア) 兄弟姉妹が在籍している者は、優先して入園させる。 (イ) 兄姉が卒園している場合は、前号の次に優先して入園させる。 (ウ) 保護者が卒園している場合は、前号の次に優先して入園させる。 (エ) その他の者は、先着順に受け付け、面接等により選考する。
卒園の要件	園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めるときは、修了証書を授与します。
退園・休園	(1) 退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出ることとします。 (2) 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがあります。

8. 緊急時における対応方法および非常災害対策

■緊急時の対応

- (1) 本園は、保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者等に連絡をするとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。
- (2) 保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 本園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じます。
- (4) 再発防止のための対策については、必要に応じて保護者に周知します。
- (5) 園児の引渡しが必要な場合は一斉配信により保護者に連絡します。
- (6) 園児の引渡しは保護者および緊急連絡カードに記載された方へのみ行います。

■非常災害対策

本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎年10回程度避難及び消火その他必要な訓練を実施します。

管轄警察署	高島平警察署	03-3979-0110
管轄消防署	志村消防署 成増出張所	03-3938-0119
園医	ぬかりや医院	03-3939-1131
園歯科医	氷見歯科	03-5997-5957

9. 要望・相談の受付

本園は、意見・要望・苦情に即対応し、誠意を持って解決に努力します。なお、本園の窓口は以下の通りです。

相談・苦情責任者	園長 持橋信子	電話 03-3930-0204
相談・苦情受付担当者	教頭 大道まき美	電話 03-3930-0204

上記窓口以外にも、職員による直接対応と随時個別面談を行っています。

10. 保険に関する事項

本園が加入している保険は以下の通りです。

災害共済	日本スポーツ振興センター災害共済
賠償責任保険	CHUBB損害保険株式会社
火災保険	損害保険ジャパン日本興亜株式会社

11. 守秘義務および個人情報の取り扱いに関する事項

- ① 本園の職員及び職員であった者は正当な理由がなく、その業務上知り得た個人情報を外部には漏らしません。
- ② 本園は、市町が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額情報は、給付事務に必要な範囲に限って使用します。